

函館市立学校の学校運営協議会の設置等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市立学校の学校運営協議会に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校運営協議会の設置等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第3条第3項に基づき通知するときは、学校運営協議会設置通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

(委員の推薦)

第3条 規則第8条第2項に基づき、校長（園長を含む。）が委員を推薦するときには、教育委員会に学校運営協議会委員推薦書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

学校運営協議会設置通知書

函 教 再
年 月 日

函館市立 学校
校 長 様

函館市教育委員会

函館市立学校の学校運営協議会に関する規則第3条第3項に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置するので通知します。

記

1 設置校（合同設置関係校）
函館市立 学校（函館市立 学校）

2 設置期日
年 月 日

別記第2号様式（第3条関係）

年月日

函館市教育委員会様

函館市立
校長

学校
印

学校運営協議会委員推薦書

函館市立学校の学校運営協議会に関する規則第8条第2項に基づき、下記の者を
学校運営協議会委員として推薦します。

記

番号	ふりがな 氏名	住 所 (電 話)	性別	生年月日	勤務先・職名等

(注) 勤務先、職名等は当該年度における主となるものを1つ記入してください。